

別 表（第 2 条関係）

補 助 事 業 名	ドライブレコーダー導入支援事業
補 助 事 業 の 目 的	<p>運転士不足によるタクシーの輸送力低下が顕著となる中、女性や若年層など多様な担い手を確保するため、運行管理の高度化により、運転士の安全な労務環境を整備する。</p>
補 助 事 業 の 対 象 と な る 者	<p>道路運送法（昭和 26 年法律第 183 号）第 3 条第 1 号ハに定める一般乗用旅客自動車運送事業を経営する者で、県内に事業所を有するタクシー事業者</p> <p>ただし、福祉輸送事業限定等特定の用途に限って営業するものを除く</p>
補 助 事 業 の 対 象 と な る 経 費	<p>デジタル式運行記録計・映像記録型ドライブレコーダー一体型（通信機能を有する場合）の導入経費</p>
補 助 率	1/6 以内
補 助 金 の 額	<p>補助金の額は、補助対象経費に 1/6 を乗じた額（千円未満切捨）以内、かつ、1 事業者あたり 600 千円以内で、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 車載器は上限 40 千円/1 機器 ・ 事務所用機器は上限 65 千円/1 機器 <p>ただし、予算の範囲内の額とする</p>
適 用 除 外 す る 条 項	—
そ の 他 の 事 項	<p>補助金の交付は、1 事業者につき 1 回限りとする。</p> <p>ただし、事業の継承に伴い複数回の交付となるものは、この限りでない。</p>